

# 「シン・いばらきメシ総選挙 2026」神栖市エントリーに係る募集要項

## 1 本要項の目的

- (1) この要項は、「シン・いばらきメシ総選挙 2026」において、神栖市エントリーグルメを公募し、選定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) 事業者は本要項の内容を理解し、かつ承諾したうえで応募申込みを行うものとする。

## 2 事業者の募集期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）まで

## 3 応募要件

次のすべての要件を満たす事業者が、応募できるものとする。

- (1) グルメフェス開催期間（令和8年10月10日（土）～12日（月・祝））全行程に出店が可能であること。
- (2) 神栖市内に事業所があること（事業の業態がキッチンカーのみである場合、神栖市を拠点として営業していること）。
- (3) エントリー品目は、次の要件全てを満たすこと。
  - ①茨城県産の食材が使用されていること。
  - ②店舗やイベントで実際に販売している、または今後販売予定であること。
  - ③新規のグルメであること（既存のグルメを出品する場合は、新たな工夫によるプラスアップを図ること）。
  - ④グルメフェス当日に保健所の許可基準を満たす方法でグルメを提供できること（現地では、生もの及び生野菜の提供は不可。また、調理は「揚げる、蒸す、ゆでる、煮込む、焼く」といった簡易な加熱加工のみ可能）。
  - ⑤グルメフェス当日に1日あたり、300食以上の提供が可能であること。
  - ⑥応募者本人が考案した自作のグルメであり、第三者の権利（著作権や商標など）を侵害しないものであること。
- (4) 総選挙後は、茨城県内に所在する飲食店事業者等と連携し、店舗やイベント等で販売・提供するなど、グルメ定着化の取り組みが可能であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団の構成員（その関係者またはその利益となる活動をおこなう者を含む）でないこと。

## 4 応募方法

次のいずれかの方法により、エントリーシート及びエントリー品目の写真を提出すること。

- (1) いばらき電子申請・届出システム
- (2) 企業港湾商工課へ持参

## 5 選定方法

「一般料理部門」及び「スイーツ部門」の各部門ごとに市が審査を行い、それぞれ1つのグルメを神栖市エントリーグルメとして決定する。

## 6 選定基準

選定にあたっては、次の審査項目を基準として審査を行う。

審査基準	(参考) 評価点の例
見映え・話題性	<ul style="list-style-type: none"><li>○食欲や購買欲をそそる彩り、盛り付け（器も含む）であるか</li><li>○PRするための話題性があるか</li></ul>
郷土性	<ul style="list-style-type: none"><li>○神栖市産または茨城県産の食材が、グルメの販売を促進するうえで効果的に使用されているか</li></ul>
オリジナリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>○独創性や、他にない特徴があるか（エントリー品目のネーミングを含む）</li></ul>
普及性	<ul style="list-style-type: none"><li>○グルメフェス当日の販売に適しているか（量、価格、食べやすさ等）</li><li>○市内または県内の他店舗で販売を拡大できる可能性が高いといえるか</li></ul>

## 7 選定結果公表

選定結果の詳細の公表については、県への正式エントリー後とする。

## 8 その他

- (1) 一つのグルメを複数の事業者が合同で応募することも可能である。
- (2) 応募グルメが、第三者の知的財産権の侵害となる場合、その他エントリーグルメとして選定することがふさわしくないと判断される場合は、選定結果公表後であっても選定を取り消すことがある。その場合は、審査合計点数が次点だったグルメを繰り上げて選定するものとする。

- (3) 出店の際にかかる費用（人件費、材料費、販売に関する什器・備品など）は出店者の自己負担とする。
- (4) グルメフェス当日の運営（調理、提供、会計等）は、原則として出店者自身で行うものとする。
- (5) 貴重品の管理及びテントの風雨等の対策は事業者の責任で行うこと。盗難等が発生した場合、主催者及び神栖市は一切の責任を負わない。

## 9 問い合わせ先

神栖市産業経済部企業港湾商工課 電話：0299-90-1182

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991-5 分庁舎 1 階